

建設発生土受入に関する覚書

宗像市長を「甲」、●●●●を「乙」として覚書を締結する。

第1条 甲は、宗像市発注造成工事（住所：宗像市赤間文教町）に伴い発生する建設発生土を、同住所内にて、乙に受け渡す。乙は建設発生土を受取り後、当該建設発生土の搬入（住所：●●●●●●●●●●●●●●●●●●）を行うものとする。

第2条 建設発生土の受取り日時は、甲乙協議のうえ、決定する。

第3条 甲は、覚書締結後、他の公共事業又は大学敷地内での工事等より建設発生土提供の要請があった場合、そちらへの提供を優先するため、予定土量を保証することはできない。この場合は、乙において別途調整するものとする。

第4条 乙は、建設発生土の土質的条件及び建設発生土に関するその他条件を指定しないものとする。尚、受渡し前に甲乙立ち会いのもと、建設発生土に産業廃棄物等が混入していないことを確認するものとする。

第5条 乙は、建設発生土の受取り後、建設発生土の運搬および搬入を、乙の責任において行い、当該建設発生土が第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償するものとする。

第6条 乙は、甲以外からの建設発生土を受け入れる場合、あらかじめ甲に協議するものとする。尚、乙は甲以外から建設発生土を受け入れる場合は、産業廃棄物及び汚染土壌等を含む土砂を受け入れてはならない。

第7条 建設発生土搬入に際して、搬入路の確保に土地の買収・借地が必要な場合は、乙の負担により必要な用地を確保するものとする。

第8条 乙は、建設発生土の搬入開始日までに周辺住民・事業所等に対し建設発生土の受入、期間等を周知するものとし、搬入期間内に苦情・問い合わせ等があった場合は速やかに対応する。

第9条 乙は、甲から受け入れた建設発生土を営利目的に使用したり、他の箇所に搬出してはならないものとする。このことは、搬入完了後においても同様とする。

第10条 乙は、不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、建設発生土の利用を行うことはできないものとする。万一不正な行為が発覚した場合においては、建設発生土の受渡しを即刻中止するとともに、警察等関係機関に通報するものとする。

第11条 覚書締結後、応募要件を満たしていないことが発覚した場合、当初計画と異なった受入れが確認された場合及び覚書に書かれた要件を履行していないと認められた場合は、甲は建設発生土の受渡しを中止する事が出来るものとする。

第12条 乙は、甲による建設発生土の搬入が完了した場合は、すみやかに甲に通知するものとする。

（雑則）

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（附則）

この覚書は、●年●月●日から実施する。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

令和●年●月●日

（甲） 宗像市東郷一丁目1-1
宗像市長

（乙） ●●●●●●
●● ●●